

踐祚大嘗祭にみる天皇の沐浴

永 島 朋 子

専修大学文学部兼任講師

はじめに

踐祚大嘗祭とは、「凡そ大嘗は、世毎に一年、国司事行へ。以外は、年毎に所司行へ」(『律令』神祇令14大嘗祭条)と、新天皇の即位に伴い、悠紀国・主基国を卜定の上で行われる即位儀礼である。かつて土田直鎮氏は、平安時代の政治と文化を論じるにあたり、「今日ならば単なる行政的な手続き、行政上の問題としてすましてしまうものでも、これを先例に則り、作法を整えて、一つの儀式的な姿にして扱って」いることが、当時の政治であり政務であり、そして「儀式の場を離れて政治というものを別に考えようとすることが間違いである」と、政治と儀式の関係を明快に定義した²⁾。これを受けて、橋本義彦氏は、「貴族政治において、政務と儀式は一体不可分の関係にあり、儀式とは別に政治があったと考えること自体一種の錯覚であるとの土田直鎮氏の指摘はまさに至言であるが、その儀式の具体的な作法故実の成立したのは、宇多朝から村上朝の間、なかんづく忠平の時代であった」と述べる³⁾。

政務と儀式は分けることのできない仕組みのなかで成り立っていることが理解される。筆者はこれまで天皇の沐浴を素材に、天皇の入浴空間で使用される物品や「奉仕」の特質について検討し、天皇の日常を取り巻く生活空間がどのような仕組みの上に成り立っていたのか考察を加えてきた⁽⁴⁾。しかしながら、天皇の身体を「清浄」に保つための文化のおよび政治的特質と、その歴史の意義については、十分に検討することが出来なかった⁽⁵⁾。そこで、小論では、この問題について、踐祚大嘗祭に見える天皇の沐浴を素材に迫ってみたい。

1. 廻立殿の儀と天皇の御浴

藤原道長の日記『御堂関白記』長和元年（一〇一二）十一月二十二日条には、三条天皇の大嘗祭についての記載が見られる。

戊の廻、行事す。（中略）廻立殿に遷御す。西北を経て、南面の戸の下に御輿を下ろし給う。内侍女方等候す。件の殿五間。東より二間に戸、東面する北の間に小戸、中隔あり。筵戸を立つ。東の二間を御浴処とす。西の三間を御在所とす。中央の間に御床を立つ（件の床、大なるべし。しかれども小床を立つ。これ失なり）。東の一間に御船を居く。其れ東西の妻なり。東面する壁代の筵を穿ちて、樋を懸く。これより御浴船に供う。西に大床を立つ。或いは小床なり。召しに依りてこれを供す。すなわち御浴了りて、祭服を着す。神殿に入る（初めての帛の御服）。筵道の布単、常のごとし。（中略）事了りて廻立殿に御す。御前の次第初めのごとし。又御浴に供う。主基に御す。悠紀のごとし。

これは、道長が三条天皇の大嘗祭で、内弁として行事を取り仕切る責務を果たした際の記録である。天皇が戌の剋（午後八時）に廻立殿へ遷御した後の様相が記されている。この記載から、大嘗祭の湯殿は廻立殿に設けられていたこと、五間あるうちの東の一間に御船（湯船）が設けられていたこと、東側の壁代となっていた筵に穴をあけ樋を通したること、この樋から御湯が注がれたこと、大床（或いは小床）は召しによって供ぜられたこと、御浴が終ると祭服に着替えたことなどが分かる。つまり、天皇が大嘗宮へ入る前、すなわち廻立殿で御浴が行われていることが了解される。

2. 廻立殿で行われる御浴について―研究史の整理―

廻立殿で行われる祭儀に注目した折口信夫は、

廻立殿といふのは、悠紀・主基兩殿へお出でになる御用意の為に、設けられた御殿で、いはゞ祭事の為に、お籠りになる御殿である。

此御殿の名称が、何の故に廻立殿とよばれるか、其は訣らぬ。そして、此廻立殿の御儀式は、外部からは、一切訣らぬものにして居る。廻立殿は、東西五間、南北三間の御殿である。西側三間を、天子様の居られる所とし、東側二間は、竹の簀子にしてある。此所が、茶の湯所となつて居るが、なにか、忌齋の場所らしい。天子様は、大嘗祭の卯の日の儀式にも、始終、この廻立殿へ出御なされる。そして、御湯をお使ひなされる。

と述べる⁽⁶⁾。続けて、湯が斎（ユ）に通じること、天の羽衣伝説と禊ぎとが関連していること、御湯に這入る時に湯具・禪などを締めたままの習俗が見られたこと、この禪を締める行為が物忌みかつ一人前の男になったことの証であること、禪の下紐が湯すなわち斎川水（ユカワミヅ）の中で解かれること、物忌みから解放されるのが湯の中であること、それは性の解放をも意味すること等を指摘し、

天子様の場合には此湯の中の行事の、一切の御用をつとめるのが、処女である。天の羽衣をおぬがせ申し上げるのが、処女の為事なのである。そして羽衣をおとりのけなさると、ほんとうの霊力を具へた、尊いお方となる。解放されて、初めて、神格が生ずるのである。

と、廻立殿での御浴を聖婚儀礼の一環として理解する。折口が述べる「大嘗祭の本義」については、岡田精司氏をはじめとして様々に批判されている⁽⁷⁾。例えば岡田莊司氏は、折口が提示した「マドコオブスマ」の仮説が、奈良・平安時代の史料から復元できる大嘗祭の具体相と大きく乖離し、史料的な根拠が明確でないとする⁽⁸⁾。

岡田莊司氏の見解をめぐっては、祭祀研究者から研究史の解釈や方法論上の問題点が指摘されている⁽⁹⁾。なかでも、榎村寛之氏は岡田莊司氏の問題提起を受けつつ、「大嘗祭を含む皇位継承祭祀の研究に、中世史料を含む祭祀次第史料の詳細な分析が必要であることを痛感し、同時に、国家的イデオロギー支配の研究には、当時の史料作成者の歴史観に束縛されることなく、史料自身を相対化させる姿勢を保ち続けることの重要性を改めて学んだ思いである」⁽¹⁰⁾との課題を提示されている。そこで、小論では、榎村氏の史料自身を相対化させる姿勢を受け継ぎ、岡田莊司氏によって繰り返し指摘された史料的根拠の明確化との観点から、廻立殿で行われる御浴の儀に問題を絞って検討を進

めたい。

3. 『江記』にみえる廻立殿の御浴儀——問題の所在——

さて、真弓常忠氏の理解によれば、廻立殿での御浴は、次のように整理される。長くなが引用する。

天皇は戌刻（午後八時）廻立殿に御され、ここで御湯を召され、祭服をお着けになる。廻立殿は大嘗宮の北に設けられ、大嘗宮と同じ広さの御殿で東西二間に仕切られ、西の部分を御所といい、東の間を御湯殿と称する。東西両間とも床は竹簧を張り薦を加えただけのものである。

御湯殿は『江記』によると、「御湯の槽は東西の妻に置き、その北に白木の床子二脚を立て、内一脚の上には御帷おんかぢら並びに御河薬おかうぐすりを置く」とある。御帷とは「天の羽衣」という。

天皇は戌刻（午後八時）内裏の南殿を発御、廻立殿の西の御間に御され、次いで東の御間で御湯を召される。小忌の御湯といひ、殿外から樋を御槽にかけ、流し入れる。まず御下水を入れ、次に御湯を入れること七度、主上は御帷を着されたまま、御槽に下りられ、次に御背を靡て奉ること三度、御帷を槽中に脱ぎ捨ててお上りになる。このとき他の御帷を羽織られて拭わしめられる。次にお河薬を供し、終わって西の御間にて祭服をお着けになる。お河薬とはいかなるものか窺い得ないが、湯の花のようなもので、あたかも塩を手にくすりつけて手水するのと同様、これを塗りつけて流されたものようである。ともあれ厳重な御潔斎を経て大嘗宮の儀に臨まれるのである（以上、『大嘗祭』八四・八五頁、国書刊行会、一九八八年）。

ここに引用されている『江記』とは、大江匡房が鳥羽天皇の踐祚大嘗祭を記録した天仁元年（一一〇八）十一月二十一日条のことである。大江匡房は、文章道を家道とする出身氏族である大江氏のなかにあつても朝儀や故実に詳しく、後三条・白河・堀河の院政期三代にわたる天皇に侍読として仕え、学問を教える立場にあつた。さらに、大江匡房が関白藤原師通の依頼によつて著した『江家次第』は、長く朝儀典礼の規範ともなり、日本国憲法下で行われた「平成の大礼」においても準備の過程で古例として参照されている。⁽¹⁾『江家次第』に記された次第については後述するとし、ここでは大江匡房が『江記』に記した鳥羽天皇の踐祚大嘗祭の様子を見てみよう。⁽¹²⁾

時刻、主殿寮御湯を供す。先ず水を取り下す（斗を以て桶と為す）。次に御湯を入ること七度。次に御湯殿人（左衛門佐蹟隆（藤原）、女官の唄において袍・下重・劍・胡幟等を解く。老懸を解かず、鞆（襪）を脱がず、その上に□□（湯衣）を着す。左衛門尉藤原説定（藤原）、劍・胡幟を解き小忌を着す。他の装束は改めず）。蹟隆（藤原）右手を以て御湯に合わせ、神殿の方に向かいて御湯を攪かしむこと七度。次に蓋を張る（二幅の布なり）。次に御湯殿の由を奏す。主上渡御す。次に蓋を撤す。主上御帷を着しながら御槽に下り給わしむ（件の槽、東西の妻なり。其の北に白木の床子二脚を立つ。一脚は上に御帷ならびに御河葉を置く）。故源右府の御説は、専ら御槽に下り給わしむべからず。床子を立て沃懸け給うべし。しかれども後三條院の仰せに云はく、御帷を着しながら御槽に下り給わしむの由を朱雀院御記に見ゆと云々。次に御背を靡び奉ること三度。次に御帷を御槽の中に脱ぎ捨て上がり給わしむ。他の御帷を着し拭き御す。次に御河葉を供す（御河葉を供するは旧記に見えず。しかれども隆方（藤原）朝臣の私記に此の義あり。三條院、恠み仰せらる）。次に御所に還御す。次に神態の御装束を着し給う。只御袍御半臂御下襲を易うる許し。自余の物等は易えず。童帝、幘を用いず。

ここから、次のことが分かる。(一) 廻立殿の御湯のことには主殿寮があたり、(二) 廻立殿の内部で御湯の調整を勤めるのが御湯殿の人であること、(三) 鳥羽天皇大嘗祭の御湯殿の人は左衛門佐藤原顕隆と左衛門尉藤原説定であること、(四) 御湯殿の人が武官である場合、剣と胡籜を取り外し仕えること、(五) 廻立殿での天皇の沐浴は御槽に湯を注ぎ入れる形式であったこと、(六) 御湯に入るか、それとも床子に座り湯を注ぎ懸けるだけであるのか、諸説があること、(七) 天皇は御帷を身につけたまま御湯に入り、御湯の中で御帷を脱ぎ捨て、別の御帷で身体を拭くこと、(八) 御河葉を供する儀は古例には見えないが藤原隆房の私記に見られること、(九) 廻立殿の内部に設けられた「御所」に戻り神態の御装束に着替えること、(十) 幼帝は幘を用いないこと等が読み取れる。このように、廻立殿での御湯を供する次第が詳しく述べられている。けれども、真弓氏が『江記』を引用し、廻立殿で行われる天皇の沐浴を具体的に示すなかで提示されていない事例があることに気付く。特に、廻立殿の内部において天皇の沐浴に仕える人が「御湯殿の人」と称され、左衛門の佐と尉といった武官であること、女官の関与が全く見られないことは重要であると考え⁽¹⁴⁾。

4. 廻立殿での沐浴と御湯殿の人

大江匡房が記した『江家次第』巻第十五、踐祚下、大嘗会卯日条を見てみると、

主殿寮、御湯を供す（東の戸を用う）。

御湯殿に奉仕するの人（殿上の四位一人、六位一人、みな山陰卿の子孫に触れる人）、女官の幄において装束を解き改めるべし。

しかれども釜殿においてこれを脱ぐの人これ有り（云々）。仁和記に云う、東方の小床に御す。天羽衣を著して御湯を供す。了りて中央の御帖に御す。次に西方に御す。御装束に供奉す。治曆・長元の御記、天羽衣を著しながら、入りて御槽に下りさせ給う。また一領を以て拭い奉る（云々）。承保、御河薬を供す（土器に入れ、折敷に居う）。

とある。ここから、「御湯殿に奉仕する人」は、平安前期の公卿藤原山蔭の血筋につらなる人物と認識されていたことが分かる。⁽¹⁵⁾要するに、「御湯殿に奉仕する人」は男性なのである。

さらに、藤原宗忠も鳥羽天皇大嘗祭の様子を日記に書き記している。『中右記』天仁元年（一一〇八）十一月二十一日条には、

御湯殿あり。藏人右中弁左衛門佐頭隆（藤原）、藏人左衛門尉説定（藤原）、御湯殿の役に勤仕す（袍・下襲・半臂を脱ぐ。その上に当色を着す。襪・綬を脱がず）。山蔭中納言の末葉の人この事を勤む（内外を論ぜず威なり）。

とある。先に『江記』で確認した左衛門佐藤原頭隆および左衛門尉藤原説定は、それぞれ「藏人」と記述されている。と同時に、ここでも御湯殿の役を担うのは「山蔭中納言の末葉の人」と理解されていたことが分かる。

以上、院政期の史料である『江家次第』『中右記』からは、廻立殿での御湯殿には女官の関与が見いだせないことが了解されよう。そして、鳥羽天皇の踐祚大嘗祭に際しては、御湯殿の人の役は藤原山蔭の子孫たる藏人が担ったことが判明する。

ところで、摂関期の公卿である藤原実資は、寛和元年（九八五）に行われた花山天皇の大嘗祭に際して、『小右

記』寛和元年（九八五）十一月二十一日条に、

（前略）廻立殿に御し了ると云々。惟成（藤原）御湯殿に奉仕す（まず東殿に御す）。了りて御服を易え、神服を着し、大嘗宮に御す（悠紀）。

と書き記している。花山天皇の大嘗祭では、五位の藏人である藤原惟成が仕えた¹⁶。ここから、廻立殿での御湯殿のことに藏人が関与する事例が、撰関期まで遡ることが窺える。また、これらの事例は、廻立殿での御湯殿に関与する者が男性であることを明瞭に示しているように思う。したがって、折口信夫は「天子様の場合には此湯の中の行事の、一切の御用をつとめるのが、処女である。天の羽衣をおぬがせ申し上げるのが、処女の為事なのである」と述べるが、平安時代の史料からは、そのような古例を見いだせないことが確認される。

5. 神事にみられる御浴—神今食と新嘗祭の御浴—

先に、院政期の事例を中心に、踐祚大嘗祭に際して廻立殿で行われる御湯殿の「奉仕」には女性の関与が見られないことや、藏人の関与が撰関期まで遡る可能性があることを指摘した。そこで、本節では、これらの特徴が踐祚大嘗祭にのみ見られる特徴であるのか否かについて、毎年の新嘗祭や神今食との比較の上で検討していきたい。それというのも、一世一代限りの踐祚大嘗祭と毎年行われる新嘗祭や神今食には、同一の神事が繰り返し行われており、それらとの共通点や相違点を明らかにする必要があると考えるからである。¹⁷

ここでは、平安時代中期の公卿である源高明の『西宮記』を中心に見ていく。『西宮記』は、内裏式・貞観儀式などの官撰の官省寮司を中心とした儀式典礼の次第が整えられた後、格式の編纂精神の流れの上に編纂されてくる私撰の儀式書の嚆矢ともなる⁽¹⁸⁾。すなわち、『西宮記』は、『北山抄』『江家次第』に先立ち、朝儀の標準型を一挙手一投足まで規定するような形で著されたと考えられる。

『西宮記』恒例第二、六月、神今食（中院儀）では、次のように記される。

戊の時、天皇（帛御服。腰輿、供奉の御物、男女、尋常の時の如し。大刀候せず。小忌王卿・諸衛扈從す。衛府、弓箭を帶ぶ）、神嘉殿へ幸す。（分注略）（中略）主殿、御湯殿に供^{つか}う（御槽、西の庇に在り。主殿寮、壁の外に候^{こう}す。樋より御湯に入る。樋の口に斗を居^ゐる。侍臣の中の故実を伝える者、供奉し御湯に入る。覆いを以て御槽に置き、七度御湯を攪^まる。先に、縫司、天羽衣を献^{けん}ず。御浴に候^まずる人、伝えて主上に献^{けん}ず。御浴に供奉するの人、袍を脱ぎ当色を着、襪を懸け襪を脱^はかず。主上御浴より登るの後、供奉の人、当色を着ながら神の御装束に奉仕す（供奉の人あるいは袍を着、供奉す）。内蔵寮、御幘^{まくら}を奉る（絹を以てこれを為る）。主上、祭服を着け神殿に入御す）。

神今食での天皇の御浴は、戊の時（午後八時）に天皇が神嘉殿に出御したのち、神嘉殿内で行われる。御槽（＝浴槽のこと）は神嘉殿の西の庇に据えられ、主殿寮は壁の外から、樋を利用して湯を注ぎ入れていた。侍臣の中でも故実を伝える者が御湯を調整する役を担っていたことが分かる。そして、後宮十二司の一つである縫司から天羽衣（＝湯帷のこと）が献上されるが、天皇へは「御浴に候^まずる人」を介して献上されている。御浴に仕える人物は、「袍を脱ぎ」とあることから男性であることが窺える。この記載からは、神嘉殿での天皇の御浴への蔵人の関与を

見いだすことはできない。しかし、故実を伝える者がその役を担っていることが注目される。さらに、御湯を注ぎ入れた後、御湯を調整する作法が「七度御湯を攪る」と記されている点は、先に『江記』で確認した「御湯を入れること七度」との共通性が見られる。一番の違いは、縫司から天羽衣の献上が記されている点である¹⁹。ただし、「先に、縫司、天羽衣を献す。御浴に候ずる人、伝えて主上に献す」とあるように、天羽衣は御浴に候ずる人から天皇へ献上された。この特徴は、新嘗祭でも見いだせる。『西宮記』恒例第三、十一月、新嘗祭等には次のように記されている。

天皇、殿に御す（掃部、筵道を敷く。庇の西の戸より入り西の隔に御す。大床子を立つ。殿の内に三隔あり。西を以て御在所と為し、中を以て神殿と為し、東を以て供神の采女の候所と為す。采女、南面の東戸より入り神物に供う。縫殿の女官、北の中の戸より神衣に供う。天皇、西の戸より神殿に入る）。小忌主卿以下、西の屋の座に着す（分注略）。御湯殿に供う。（主殿寮、神嘉殿の西の面に候す。同殿の西の庇の内に御湯船を居く。壁の外に斗を居き御湯に入る。樋を以て御船に入る。供奉の人、乾の角の戸に於いて表衣・下裳を脱ぎ当色を着し供奉す。襪を脱がず。故実を知る者を以て供奉せしむ。内蔵寮、幘を進る。供神の御服を着す。御手水に供う）。

ここから、（一）天皇が神嘉殿に渡御するに際し掃部が筵を敷き、神嘉殿内部には大床子が立てられることや、（二）神嘉殿の内部は三つの仕切りが設けられ、西を御在所、中央を神殿、東を供神の采女の候所とし、（三）采女は南面の東戸より神殿内へ入り神物のことに仕え、（四）縫殿の女官は北の中央の戸から神衣のことに仕えること、（五）天皇は西の戸より神殿に入り、（六）神嘉殿の御湯殿のことに供えるのは主殿寮であること、（七）主殿寮は西の庇

の壁の内側に御湯船を据え、(八) 壁の外に斗を据え樋を利用して湯船に湯を注ぎ入れること、(九) 供奉の人は北西の角の戸の内にて表衣と下襲を脱ぎ、当色を着し、襪を脱がず、故実を知る者が供奉すること、(十) 内蔵寮が幘を進上すると、天皇は御神の御服を着し、御手水のことが行われていること等が分かる。

このように神嘉殿内部の様子が詳しく記されている。これまでの次第と一番大きな違いは、供神の物に供奉する采女と神衣のことに供奉する縫殿の女官などの待機場所と出入り口が定められていることであろう。御槽や樋などの湯具の設置や、湯を注ぎ入れる方法には共通点が見られる。さらに、「下襲を脱ぎ」とある点は、前章でみた廻立殿での御湯殿に仕える者の装束と共通している。

下襲とは、束帯を構成する服具の一種で、表衣である袍の下に着用する。束帯は男性の礼装であるから、新嘗祭に際しても神嘉殿の御湯殿のことに男性が供奉していることは明かである。神今食や新嘗祭などの神事に際し、御湯殿の事に関与した者が故実を知る男性であったことは、踐祚大嘗祭の廻立殿儀で蔵人が果たした特徴と相まって看過できないように思う。ここでは、内蔵寮からの御幘進上が見られた後、天皇が「供神」の御服＝祭服を身につけている点を重視しておきたい。

6. 御幘—絹の幘頭—

ところで、鷲森浩幸氏は、天皇の沐と浴は厳密には別の行為であると述べる。⁽²⁰⁾ 神今食の御湯殿の場面で見られた御幘は、『西宮記』臨時四、人々装束のうちの「冠」の項の分注に、

神今食の時、天皇供神の間、幘を結ぶ。

とある。神今食では、供神の間の天皇の装束が幘を結ぶ形であることを示す。さらに、『同』臨時三および臨時四には、

一つ、大嘗会（卯日）。（中略）今夜、天皇帛を服す。御衣（冠）に木綿の幘を着く。件の幘、大嘗宮に就き給うの間の装束なり（臨時三、装束）。

一つ、大嘗会（卯）。（中略）天皇（行幸の間、帛衣）斎服の衣、幘を着く。大嘗宮に就くるの間の御装束なり（臨時四、人々装束）。

と見える。引用箇所は『西宮記』のなかでも重複が多い巻であり、同書の編纂とその後の加筆・補訂および利用のされ方までを含め慎重に検討する必要がある。しかしながら、御幘が「大嘗宮に就く」間の装いである点は共通している。つまり、卯日の行事では、天皇は帛衣を着し廻立殿に渡御し、大嘗宮に入る直前に御幘を着したことは、この時代の貴族たちには広く認識されていたと言えよう。この点は、「古礼」とも称される『西宮記』に記された「朝儀典礼の型」²¹を知る上で重要である。

御幘は、『西宮記』臨時七、大嘗会卯日行幸には、「主殿、御湯に供う」の分注で、

内藏寮の官人、御絹の幘頭を廻立殿に置き奉る。



図1 正倉院宝物南倉，銀壺

と見られるように、「幟頭」と記される。幟頭とは唐風の被り物のことであり、正倉院宝物の銀壺「騎上人物」(図1)に描写されたものがその様子を伝えるという。⁽²²⁾

『延喜式』卷第十五内蔵寮15神今食幟頭条では、

六月・十二月の神今食かみいまけには絹の幟頭こしうぶりを奉れ(新嘗の祭もまた同じくせよ)。

とあるように、六月・十二月の神今食には絹の幟頭こしうぶりを内蔵寮が奉る決まりであった。また、ここから、絹の幟頭は、新嘗祭にも用いられていたことが判明する。さらに、『延喜式』卷七踐祚大嘗祭31卯日条に、

別に中臣・忌部の官人各一人を差さし、縫殿・大蔵等の官人を率いて、衾・単を大嘗宮の愈紀殿に置き奉り、内蔵の官人を率いて御服ならびに絹の幟頭を廻立殿に置き奉れ。

と定められている。『延喜式』の規定では、絹の幟頭は、御服と一

緒に内蔵寮官人によって廻立殿内部にあらかじめ用意されていた。

以上のように、『延喜式』では「絹の幘頭」が、神今食・新嘗祭および踐祚大嘗祭で用いられている。

幘頭と幘とが同一形態を示すか否かについては、天皇元服儀での加冠役が摂政太政大臣に定式化されることや、冠の調製方法の変化などを鑑みれば、別途検討が必要であるように思う。さらに、幘の素材が「木綿」と記されているのは、『西宮記』臨時三のみである。これは、『延喜式』や『西宮記』に「絹の幘頭」と見られる形よりは、時代が下った新しい形を示しているように思う。⁽²⁵⁾

大江匡房は『江家次第』巻第十五、踐祚下、大嘗会卯日で、廻立殿での御浴の後に行われる装束の次第を次のように記す。

近例は、帛の御衣の袍・下襲を脱ぎ、祭服を著さしめ給う。表袴以下に至りては改め給わず。又、御幘は御巾子こじに廻らしめ給う。必ず御額ひたいに曳き廻す。童帝は幘を供ずるの儀なし。

大江匡房は天永二年（一一一一）に没しているから、それ以前の作法がここに記されていることは疑いない。院政期の故実では、御幘は、巾子を廻るように結ばれ、巾子と一体化していた冠の額にも曳き廻らせ固定するような形であった。

巾子について、平安中期に成立した辞書である『和名抄』巻十二、冠帽具第百六十二は、

弁色立成に云う。巾子（此れ間巾、音渾こんの如し）、幘頭の具、髻を挿む所になり。

と、奈良時代に成立が遡る古辞書「弁色立成」を引用し、幘頭の構成具であることと、髻もじりを挿む用途があったことを説明する。すなわち、巾子は結い上げた髻を安定させ、幘頭の形を整えるために用いられたとも言えよう。さらに、童帝は幘を供ずる儀がないと記されていることから、幘は髻を結い冠を被る元服後の装いであることも了解される。いずれにしても、戌の刻に神嘉殿や廻立殿で行われる御浴の後、絹の被り物を着けたことは明白であろう。よって、神事に際して用いられる「絹の幘頭」は「供神」の装いとして機能していたと考えておきたい。

7. 内蔵寮と御服―御服所の機能―

先に、絹の幘頭や御幘が内蔵寮から奉られていたことを見た。繰り返しになるが、践祚大嘗祭でも、『延喜式』に、「内蔵の官人を率いて御服ならびに絹の幘頭を廻立殿に置き奉れ」（践祚大嘗祭式31卯日条）と記される。『西宮記』でも「内蔵寮の官人、御絹の幘頭を廻立殿に置き奉る」（臨時七、卯日）とされている。このように、践祚大嘗祭の卯日の行事にあたっては、幘頭や御服があらかじめ内蔵寮官人によって廻立殿内部に置かれることが定式であった。ここで、視点を換え、天皇の御服調製の基本的な決まり事を確認しておきたい。

『律令』職員令7内蔵寮条によれば、内蔵寮の長官である頭の職掌の一つに「年料に供し進る御服」と見える。要するに、天皇が使用する一年間の御服などは、内蔵寮が管掌する職務であったと理解される。しかしながら、『延喜式』巻第七踐祚大嘗祭25御服条に、

凡そ大嘗殿に御するの時、服るところの御服二具、衾三条、敷衾三条、繪枕二枚、絹の幘頭三枚、望陀の布の単二張、幌二具、
 宮三合は、預め縫殿寮をして裁縫弁備せしめよ（みな櫃に盛れよ）。また同殿に供ずる衾八条、単四張は同寮をして縫い備えしめ
 よ。

とあるように、絹の幘頭の縫製は縫殿寮が行っていた。「貞観儀式」巻第三、踐祚大嘗祭儀中にも、

御服二具、衾三条、繪枕二枚、絹の幘頭三枚、望陀の布の単二条、幌二具、宮三合、并せて人給の衾八条、単四条、預め縫殿寮
 をして縫い備へしめよ。

と、ほぼ同様の記載がある。

踐祚大嘗祭ではないが、『延喜式』巻第十五内蔵寮44年料梳条・45月料御靴条によれば、六月・十二月の神今食
 および新嘗祭では、御梳や挿鞋が内蔵寮で製作され、縫殿寮へ送られている。『延喜式』巻第三十六主殿寮21諸司
 年料油条に「縫殿寮、油五升（御服所ならびに寮中の十二月の晦の夜の料）」と規定されているように、縫殿寮に
 は天皇や中宮の御服を調製する「御服所」が付属していた。また、縫殿寮では、踐祚大嘗祭に供奉する神祇官人の
 装束や、毎年の新嘗祭に供奉する官人たちの装束すなわち山藍で染めた小忌衣が縫製されていた²⁶。

時代は下るが、藤原宗忠の日記『中右記』を詳細に分析した戸田芳実氏によって、藤原宗忠が内蔵寮の長官に任
 じられた際の興味深い逸話が伝えられている。それによれば、宗忠が、内蔵寮の長官たる頭に任じられる者は、蔵
 人の頭や弁官、近衛の将などの重要官職を経験した者か、近代美服美麗のため内蔵寮の財源が不足しがちな欠を補

うことができる受領などが任じられていることから、自分は堪えることもできず十分に勤めを果たすことができないと再三辞退したにもかかわらず、堀河天皇の自分が親しみなじんだ者を内蔵頭に任じて隔てることなく召し仕いたいとの下問を受け内蔵頭に就任した。そして、宗忠は内蔵頭の任にあった時期、家中に別廊を立て御服所とし、御服を裁縫する女工らを集め、天皇の御服を調製していたというのである。天皇の御服の調製や神事に関わる装束などを滞りなく準備することに対する関心の高さが窺えると同時に、その職務を実行するために「私力」を以て支えることすら、朝恩と感ずる仕組みは看過できないように思う。

それというのも、『延喜式』卷十五内蔵寮41御服料条によれば、天皇および中宮の御服は、

右、あくるとし明年の御服の料および練染の用度は、毎年九月、具に色目を録して、省に申し、官の符を下すを待ちて、各所司に就きて請い受けよ。寮の蔵に貯え取め、季毎に内侍の宣に随いて、出だして縫殿寮に充てよ。其れ雑給の料もまたこの内にあり。

とあるように、毎年九月に翌年の御服の素材となる織物や染色品の必要物品を目録した文書を中務省へ提出し、太政官符による許可を待って大蔵省から出給された調庸物から調製された。大蔵省から出給された用度の物は、内蔵寮のクラに納められ、季節ごとに内侍の宣によって縫殿寮へ送られ調製されていた。大蔵省にはいうまでもなく、諸国からの調庸物が納入される。しかし、これらの調庸物は、いったん内蔵寮のクラに納められると、天皇の仰せや要望を実現する「最も簡単な命令伝達法」⁽²⁸⁾の形態を取るのである。⁽²⁹⁾

天皇の冠の素材となるのは、『延喜式』卷十五内蔵寮53諸司年料条に、

御冠の羅四疋（一疋は無文、雑の羅二十三疋、綾四十疋（白二十疋、色二十疋）、紗三十疋、二色の綾八疋、錦四十疋、両面十疋）。

右、織部司の進るところ。その料の糸は寮より行れ。

とあるように、羅である。それは、「織部司の進るところ」とあるので、大蔵省被管の織部司で織られたものである。糸は内蔵寮が用意し、織部司へ送られた。『延喜式』卷第三十織部司2年料条には、

年料

冠の羅四疋（一疋は無文、雑の羅二十三疋、白綾二十疋、色の綾二十疋、二色の綾八疋、錦四十疋、両面十二疋、白き広き紗三十疋）。

右、前の件（きま）によれ。もし改め換うる（か）ことあらば、支度・功程は別に録して省に送れ。

と、内蔵式とほぼ同様の規定がある。³⁰「年料」とあるので、これらの規定は天皇が一年間に使用する用途物である。大蔵省被管の織部司で織られる織物には、冠の羅・雑の羅・白き綾・色の綾・二色の綾・錦・両面・白き広き紗とあり、「絹」は見えない。践祚大嘗祭および毎年六月・十二月の神今食、十二月の新嘗祭では、「絹の幞頭」が「供神」の装いとして定められていたことを先述した通りである。何故に、絹の幞頭が用いられているのか。その歴史的要義はどこに求められているのか。小論では十分に検討する余裕はないが、『貞観儀式』では、絹を素材としている装束類が践祚大嘗祭を中心としたものであることと関係しているように思う（表一）。

他方で、神事に際して「絹の幞頭」を縫い備える官司が縫殿寮であることと、年料の「冠の羅」を織る官司が織部司であることは、律令制的官僚機構の根幹に関わる問題であると考える。この点に関して、石母田正氏は、羅・錦・綾などの高級織物を生産する組織・機構として織部司を位置付け、生産手段の確保―例えば機や綜等―と、生産者への技術の教習と熟練が、古代社会と中世社会との転換期のなかに強く現象している点への注意を促している⁽³¹⁾。このように考えられるとするならば、絹の幞頭を縫製した縫殿寮についてもより精緻な検討が必要であろう。それというのも、縫殿寮には、前掲した御服所の他に、中宮御服所および御服染作所（以上、『延喜式』巻第十四縫殿寮16三年雑物条）、縫新嘗会御服所や縫正月齋会講読師等法服所（以上、『延喜式』巻第三十八掃部寮66諸司年料条）などのトコロが見える⁽³²⁾。践祚大嘗祭においても女工所の設置や（『貞観儀式』巻第二、践祚大嘗祭儀上）、縫殿寮所属の縫女が卜定された上で神座に設置される御衾の裁縫を行っている（『同』巻第四、践祚大嘗祭儀下）。これらの問題は、政治組織と社会的分業に関わる問題であり、経済関係を軸とした官司相互の役割分掌の明確化として読み解く必要があるように思う⁽³⁴⁾。それはとりもなおさず、天皇の生活空間における人員の配置と行動様式ひいては分業形態の具体化に関わる課題とも言えよう。紙幅の都合もあり、小論ではこの点を指摘するに留めておきたい。

8. 器物類の調達について―神今食・新嘗祭・践祚大嘗祭―

そこで次に、神事に用いられる器物の調達と出給にはどのような特徴が見られるのか、簡単に検討しておきたい。

神祇官、神今食院に参る（中〔和〕院と謂う）。内膳・造酒・主水等の司、供御の物を受け備え、祭所へ参り供奉す。神祇官、大

膳・木工・大炊等の職・寮の進らす所の供神の物、神部・卜部等の事に堪える者を二人拵び、弁供せしむ。戌の一刻（十二月は、西の一刻を用う）。乘輿、神今食院に御す（駕輿丁八人、卜食者を用うなり）。主殿寮、あらかじめ浴湯を設け、これに供う（『貞観儀式』巻第一、六月十一日神今食儀）。

とある。ここから、大膳職や木工寮・大炊寮などの官司が準備・製作した供神の雑物は神祇官が受け取り、神祇官は神部・卜部のうちから事に堪える者二人をえらび「弁供^{べんく}」していたこと、戌の一刻に天皇が神今食院（＝中和院）に出御した後、主殿寮は浴湯に供えたこと、その浴湯は主殿寮があらかじめ設けていたものであったことなどが分かる。さらに、内膳司・造酒司・主水司が供御の物を受け備え、祭所へ参り供奉していたことを考え併せるならば、これら宮内省被管官司の職務にかかわる供御の雑物は、天皇が中和院に出御する以前には祭所へ準備されていたことが了解される。

『延喜式』巻第十一 太政官77 鎮魂新嘗祭条に、

凡そ鎮魂・新嘗等の諸祭の日、みな弁および史ら祭所に向かいて検校を加えよ。

と規定されているように、神事に際しては太政官が舗設の準備を点検・監督していたことが分かる。この原則は、踐祚大嘗祭でも遵守されたことは想像に難くない。実際に、同85大嘗祭条では、

凡そ踐祚の初めに大嘗祭あり。（中略）大臣勅を奉りて神祇官を召し、愈紀・主基の国群を卜定し（みな封してトえよ）、奏可詔

らばすなわち下知し、例によりて准擬せよ。また檢校・行事を定めよ。八月、使を兩國に遣わし、菟穂の田および斎場の雑色人をトえて行事せしめ、ならびに諸國に仰せて供神の器を造らしめよ。

とある。踐祚大嘗祭においては悠紀・主基の行事所が定められた。『貞觀儀式』卷第二、踐祚大嘗祭儀上によれば、太政官の構成員たる大納言・中納言二人および參議一人が檢校に任じられ、四位の官人一人・五位の官人三人が行事の役目を担う³⁵。踐祚大嘗祭で設置された行事所の主な役割は、『貞觀儀式』卷第二、踐祚大嘗祭上に、

次に正税の稻一万束、卜食の郡の調庸并せて雑物を請うべきの状を奏聞し（凡そ会所の雑の物を請い借るの奏は、正税の稻并せて絹・布・綿・錢・米等の類には、行事并せて国司の五位以上は名を署し、自余の輕物には署せず直奏せよ）、即ち兩國に下知せよ。次に、兩國の印を用いるべきの状を奏聞し、大学寮に仰せて字の様を進らしめ、内匠寮を召して、木を以て彫り作らしむ。

その文に曰く、悠紀所の印・主基所の印、みな小篆の字を用いよ。即ち印を用いる状を五畿内・七道の諸國に下知せよ。

とある点が参考となろう。要するに、踐祚大嘗祭の実施に際し、正税や調庸および雑物などの必要な財源や物品類の調達・管理は文書行政に則って運営・実行された。『延喜式』卷七踐祚大嘗祭17雑器条には、

凡そ神御に供すべき雜器は（神語に曰く由加物^{ゆかもの}、所司具さに須うるところの物の数を注して、あらかじめ官に申せ。八月上旬に宮内省の史生を差し、五國に遣わして監造せしめよ。河内・和泉に一人、尾張・參河に一人、備前に一人。國に到らば先ず祓して後に始めて造作せよ。

とある。神御に用いられる雑器類は由加物という。宮内省の管理のもと、河内・和泉・尾張・参河・備前の五国で造られた。踐祚大嘗祭の由加物には、「池由加一口、由加十口」(延喜踐祚大嘗祭式17雑器条)が和泉国から製作進上されたのが見えるのみで、沐浴に使用する際の槽は見えない。³⁶⁾

『延喜式』卷第三十六主殿寮7新嘗供奉料条には、主殿寮が神今食や新嘗祭に供奉する際の規定がある。

新嘗会の供奉の料(中宮は、此に准えよ)

沐槽一隻(案を加う)、覆の繩の帷一條(長さ八尺、広さ三幅)。浴槽二隻(案を加う)、覆の暴布二條(各長さ五尺、広さ二幅)。下敷の調布の帷二條(各二端)。白綿一分、池由加一口、覆一條(表の暴布の長さ四尺、広さ二幅、裏の繩の長さ四尺、広さ二幅)、由加十口、覆十条(表の暴布各長さ三尺、広さ一幅半、裏の繩各長さ三尺、広さ一幅半)、板蓋十一枚。(中略)非三両、今木人の女四人の衣裳の料の調布五端(各一端一丈五寸)、糸一両、油三升四合(一升八合は小斎の侍従の候所の三度の料、一升六合は解斎の夜の料)。青摺の袍二十二領(細布二領、調布二十領、踐祚大嘗会には細布二領を加えよ)、縫殿寮より請けよ。

右、新嘗会の料の前の件により、其れ二度の神今食には、みな件の物を用い、さらには料を請ざれ。事訖わるの後、神祇官に充てよ。

沐槽・浴槽やそれらを覆う布類などが見られる。延喜主殿式の規定では、六月・十二月の神今食には、新嘗祭で使用された器物類がそのまま充当されていた。また、「事訖るの後、神祇官に充てよ」とあるように、新嘗祭や六月・十二月の神今食が終了した後は、主殿寮が供えるべき器物類が神祇官に送られ保管されていたものと考えら

れる。沐槽一隻と浴槽二隻はもちろんのこと、それに付随する布製品なども一緒に保管されていたことも了解されよう。

『延喜式』巻第一、四時祭上24神今食条に、「供うるところの雑物は、祭訖らばすなわち中臣・忌部・宮主らに給うこと、一に大嘗会の例に同じくせよ」とあるように、祭事終了後、神祇官の官人に給付された。ただし、踐祚大嘗祭では、「廻立殿および御湯を供奉するの属は、みな忌部らに給え」（『延喜式』巻第七踐祚大嘗祭32辰日条）と、大嘗宮の壊脚の後、廻立殿での御湯具は忌部へ与えられた。

以上、天皇の沐浴は、踐祚大嘗祭および新嘗祭・神今食などで用いられる器物類に品目の点で共通性が見いだせる。けれども、廃棄の過程に違いが見られることは注意されてよいだろう。加えて、儀式とは別に政治があつたのではなく、それらが一体不可分の関係にあつたという意味では、儀式次第を妨げることなく職務を実行することは、下級官司にとつて「行事失錯」「違失儀式」（養老職制律第十条）に関わる行為であつたことを確認しておきたい。⁽³⁸⁾

9. 主殿寮の奉仕と御湯殿の儀

さて、『江家次第』巻第十五、踐祚下、大嘗会卯日には、

時剋、主殿寮、御浴を供ず（巳の時、大忌。酉の時、小忌）。

式に云う。頃年、ただ大忌に供ず。小忌に供ぜず。新式に云う。小忌、廻立殿においてこれを供ず。

とある。踐祚大嘗祭の卯日において主殿寮が御浴に仕えることは定められていたが、近頃は大忌（大斎のこと）にのみ見られるようになっており、改めて小忌（小斎のこと）の入浴が廻立殿で行われるようになったことが記されている。院政期の故実としては、廻立殿での浴湯が小忌と定着していたことを示す。

そこで改めて、御湯殿への供奉が主殿寮の職掌の一つとして理解されていることの意味について考えてみたい。神事では、主殿寮には、二十二領の青摺衣が支給されている（『延喜式』卷第十二中務省34新嘗青摺衣および卷第三十一宮内省2神今食小斎条・5大嘗祭小斎条）。神今食および新嘗祭・踐祚大嘗祭での主殿寮の職掌には、御湯を供する事のみならず、天皇・中宮の御輿などによる移動、斑幔や燈台・庭燎の設営・管理、儀場の掃除などが見られる³⁹⁾。『延喜式』卷第三十六、主殿寮27晦夜晩頭条には、十二月の晦日の夜、主殿寮の官人が史生・殿部・今良らを率いて内裏の燈台を設置した後、四方拝の前に行われる御湯を供することが定められている。追儺に供奉する今良は、男四〇人、女一六人で、そのうち今良の女五人は中宮に供えた（同26十二月晦夜条）。供奉のあり方として、主殿寮は、官人―史生―殿部―今良の構成で組織されていることは重要であるように思う⁴⁰⁾。

『律令』職員令43主殿寮条によれば、主殿寮の長官である頭の職掌は、

掌らんこと、供御の輿輦、蓋笠、緞扇、帷帳、湯沐のこと、殿庭洒掃せむこと、及び燈燭、松柴、炭燎等の事。

とされているように、主殿寮は行幸の際の輿などの乗り物や雨具の管理、湯浴み、殿舎の庭の清掃、室内や庭の灯火、薪および炭などの燃料などの管理を主な役目とした。また、御湯を沸かす燃料となる薪は、⁽¹⁾毎年正月十五日に進上された後、主殿寮に貯え納められた（『律令』雜令26文武官人条・27進薪条）。鸞森浩幸氏が指摘するように、

御湯を供ずる事は主殿寮の官司運営の根幹に関わり、職員令規定のまま存続していることが改めて注意される。⁽⁴²⁾『御堂関白記』に記されたように、湯殿の内部に据えられた船（浴槽）には樋を利用して注ぎ入れていた。つまり、主殿寮は、後者の壁外で仕えることを特徴としているのである。

なお、『延喜式』には、戌の刻に天皇が廻立殿に渡御した後、典掃が廻立殿よりいったん退出し、掃部寮官人に「御榻持ち来たれ」と口頭で伝えること、掃部寮官人は称唯（しょうい）した後で、廻立殿の西の幔のうちに控えていたところ天皇が座る湯殿の椅子を昇（か）き、廻立殿の北側から東へ移動し、それを女孺に伝え授け、掃部四人を残してそれ以外の掃部寮の官人は退出することを定めた規定が見える（以上、『同』巻第三十八掃部寮14大嘗会条）。このように神事の場での天皇の入浴に際しては、女官の関与が見えるような場合でも、女官が天皇の身体に直接触れるような場面は窺えなかった。この点が、平安時代の史料から導き出される一番大きな特徴である。

おわりに

以上、雑駁な検討に終始したが、とくに、神今食や新嘗祭との共通点に着目して検討を進めてきた。その結果、天皇が祭服を着し供神の準備を整える直前に、内蔵寮から絹の幞頭が天皇へ進上されることや、神嘉殿や廻立殿での御浴のことには故実を知る者がその役を担ったこと、そこには女官の関与が見られず、院政期には血筋なども定まっていくなどの特徴を指摘した。

天皇の政務と生活を支える場では男女の共労のしくみが機能し、女官の存在なしにはその維持が不可能であったことが指摘されている。⁽⁴³⁾吉川真司氏は、律令官司と政治組織の特徴として、入浴く整髪く着衣など天皇の衣食住全

般にわたって天皇個人の生活は女房が直接には支えていたが、清涼殿での昼夜侍候に主眼が置かれた男房とが職務をはっきりと分担しつつ天皇に「奉仕」することを挙げる⁽⁴⁴⁾。これらの問題は、家政と国家行政機構が分かちがたく結びつくことを示すも、ひとえに人と場の職掌分化や、律令官司の再編、家格の成立などを含めた平安貴族の政治構造の問題であるように思う⁽⁴⁵⁾。小論では、この問題を、主殿寮という下級官司の職掌の根幹をなす天皇の沐浴の場で御湯を供えることに着目し検討を進めてきた。しかしながら、上級官司に帰属し、その命を受け、先例を準則的な行動規範として業務を遂行する下級官司の役割が、天皇を中心とした政治機構の中でどのように理解されるのかについては、十分に明らかにすることは出来なかった。

目崎徳衛氏は、平安の宮廷文化を論ずるに当たっては宮廷文化なる概念を規定する必要性を説き、それらを「君主とその身边に奉仕する少数貴族の生活する場、すなわちミヤのうちに発達した文化である」と定義する⁽⁴⁶⁾。そして、ミヤビという名詞が、ミヤ（宮殿）とブ（それらしくする意味の接尾語）の複合した動詞ミヤブから成立したものであると、その歴史的意義を述べる。滝川政次郎氏は、大嘗祭が、平安時代の法体系―律・令・格・式―の上に成立しており、「儀式は儀礼を伴う法律行為の手続きであって、式の一つである」とその法的意義を強調する⁽⁴⁷⁾。踐祚大嘗祭のそれは、「統治の原理」⁽⁴⁸⁾が凝縮されていることは想像に難くない。その上、天皇の沐浴に関連する一切の出来事は、天皇以外の者が天皇の身体に直接手を触れる機会でもある。神事に際しては、そこに女官の関与が見られなかった。この特徴が何を意味するのかについては、天皇の日常生活と神事、そしてその他の儀式行事の対比の上で検討すべき課題であると考ええる。他方で、その時々々の社会状況に規定され生成される「伝統」と「法」の下での「権威」が、儀礼を伴う手続きの中で、どのような意思決定の過程を経て支配の論理を貫徹するのか。きわめて重要な問いを投げかけているように思う⁽⁴⁹⁾。記して今後の課題としたい。

- (1) 荒木敏夫「即位儀礼と葬送儀礼」(『日本古代王権の研究』所収、吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九五年)。
- (2) 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」(『奈良平安時代史研究』所収、吉川弘文館、一九九二年、初出一九七四年)。
- (3) 橋本義彦『平安貴族』六一〜六二頁、平凡社、一九八六年。
- (4) 拙稿 a「天皇の沐浴に見る摂関期の奉仕形態的特質」(『服藤早苗編『平安朝の女性と政治文化』所収、明石書店、二〇一七年)、拙稿 b「天皇の沐浴の基礎的考察―『延喜式』に見える規定を中心に―」(『専修史学』六〇、二〇一七年)。
- (5) 「清浄さ」をめぐる日本の宗教文化を考える上で基底をなすのは、齋戒および触穢思想との関わりであろう。この点については見るべき業績は多いが、前者については、禁忌を「個人や集団の安全と秩序とを保全するための行為規範」として提示された岡田重輔氏の一連の研究(例えば「齋忌の祖型」(『齋忌の世界―その機構と変容』所収、国書刊行会、一九八九年)等、後者については、中世身分論として展開した黒田俊雄氏の業績(『中世の身分意識と社会観』(『黒田俊雄著作集』六、一九九五年、初出一九八七年)等)を挙げておきたい。なお、目に見えない世界に対する規範と原理が歴史を考えるさまざまな形式の一つであることを提示した大隅和雄「日本の文化をよみなおす―仏教・年中行事・文学の中世―」(吉川弘文館、一九九八年)には学ぶべき点が多い。
- (6) 折口信夫「大嘗祭の本義」(『折口信夫全集』三、中央公論社、一九五五年、初出一九二八年)。
- (7) 岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開」(『古代祭祀の史的研究』所収、塙書房、一九九二年、初出一九八三年)。
- (8) 岡田莊司「大嘗の祭り」学生社、一九九〇年。
- (9) 祭祀史料研究会「『大嘗祭論』をめぐる―岡田莊司氏の近業を中心に―」(『歴史評論』四八九、一九九一年)。
- (10) 榎村寛之「古代皇位継承儀礼研究の最新動向をめぐる一考察―岡田莊司氏論文『大嘗祭―真床覆衾論と寢座の意味―』を中心に―」(『歴史評論』四八九、一九九一年。のちに『律令天皇制祭祀の研究』第一章第二節、塙書房、一九九六年に改題収録されるも、引用部分は含まれていない)。
- (11) 鎌田純一「平成大禮要話―即位礼・大嘗祭」(錦正社、二〇〇三年)。平成の大礼に掌典職掌典、祭事課長として仕えた鎌田純一氏によれば、平成の大礼は「延喜式」巻七「践祚大嘗祭の規定を尊重しつつ、朝儀典礼の基本的な次第が記されている『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの諸書の古例が調査検討された」という。
- (12) 「江記」の引用は、木本好信編『江記逸文集』(国書刊行会、一九八五年)に依った。
- (13) 藤原顕隆は嘉承二年(一一〇七)から天仁二年(一一〇九)まで鳥羽天皇の五位藏人、藤原説定は嘉承二年から天永元年(一

- 一一〇)まで鳥羽天皇の六位藏人である(市川久編『藏人補任』続群書類従完成会、一九八九年)。藏人については、玉井力『平安時代の貴族と天皇』(岩波書店、二〇〇〇年)や、佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会、二〇〇八年)、同『藏人所の成立と展開―家産官僚制の拡張と日本古代国家の変容―』(『歴史学研究』九三七、二〇一五年)などが詳しい。
- (14) 新嘗祭や神今食など神事では女官の関与が見られないことや、史料から導き出せる特徴などについては、拙稿^aで別に論じた。
- (15) 江戸時代の有職家で縫殿頭などの任についた尾崎積興によれば、山蔭卿の子孫とは、「今の勧修寺家ノ人出ル、子孫也。此家ニ御湯殿ノコトヲ伝フ。左方ノ御服ノ上ニ天羽衣ヲ着ス。御槽^{みね}ノ中へ入レ奉リ。手ニテ三度左右ヘソソギカケ奉ルコト也。夫スミ、槽ノ中ニテ羽衣ヲヌギ、明衣アカツト訓(御湯カタビラ也)、是ヲ召ス。御身ヲノゴハセ給フノ意也」(『江家次第秘抄』(新訂増補故実叢書)巻第十五、踐祚下、大嘗会)とされる。
- (16) 藤原惟成は、天祿三年(九七二)から天延二年(九七四)まで円融天皇の六位藏人、永観二年(九八四)から寛和二年(九八六)まで花山天皇の五位藏人として見える(『前掲市川久編『藏人補任』)。
- (17) 前掲祭祀史料研究会『天嘗祭論』をめぐって―岡田荘司氏の近業を中心に―のうち、岡田精司氏による提言を参照のこと。
- (18) 竹内理三「口伝と教命―公卿学系譜(秘事口伝成立以前)―」(『竹内理三著作集』四、二〇〇〇年、初出一九四〇年)。
- (19) 武田佐知子「古代浴衣復元のための覚え書き」(鈴木則子編『歴史における周縁と共生―女性・穢れ・衛生』)所収、思文閣出版、二〇一四年)。
- (20) 鷲森浩幸「主殿寮と年中行事」(『帝塚山大学人文科学部紀要』一二、二〇〇七年)。
- (21) 竹内理三前掲論文。
- (22) 関根真隆『奈良朝服飾の研究(本文編)』一九〇頁、吉川弘文館、一九七四年。
- (23) 橋本義彦『太政大臣沿革考』(『平安貴族』)所収、平凡社、一九八六年、初出一九八二年)。中村義雄『王朝の風俗と文学』一三五頁(塙書房、一九六二年)。なお、元服については、服藤早苗氏によって、公卿子息の若年元服と元服叙爵(従五位下)が十一世紀中葉までに確実に定着し、父子の官職継承と官職の世襲化という政治的身分的論理が子どもから大人への境界に対してさえ深く浸透していくことが明らかにされている(『転換期における王権と元服―身分秩序の転換―』(『家成立史の研究』祖先祭祀・女・子ども)所収、校倉書房、一九九一年、初出一九八八年)。
- (24) 例えば、『西宮記』臨時四(冠衣)には「一つ、冠(今、結冠を以て羅の頭巾と称する)」などと見える。衣服令では五位以上の官人は「羅の頭巾」を用いる決まりであった。

- (25) 『江家次第秘抄』巻第十五、践祚下、大嘗会は、御幘を「白キスズシノキヌニテ巾子ト纓ト一ツニ結ブコト也、巾子ノ後ノ方ニ結ヒ、ハシヲ左右ヘ降ル」と註解する。
- (26) 『延喜式』巻第七践祚大嘗祭30斎服条、「同」巻第十四縫殿寮7新嘗小斎服条。小忌衣については、江馬務「大嘗祭に用ひらる、小忌衣に就いて」(『江馬務著作集』三、中央公論社、一九七六年)。
- (27) 戸田芳美『中右記―躍動する院政時代の群像』五九頁、そして、一九七九年。『中右記』承德元年(一〇九七)四月三十日条・承德二年八月五日条。
- (28) 土田直鎮「内侍宣について」(前掲『奈良平安時代史研究』所収、初出一九五九年)。
- (29) 古尾谷知浩「内蔵寮の出給体制」(『律令国家と天皇家産機構』所収、塙書房、二〇〇六年、初出一九九一年)。
- (30) 『延喜式』巻第三十織部司3雑織条には、冠の羅を織るための糸の数量と、織物を織る織手の一日の労働量が定められている。
- (31) 石母田正「古代・中世社会と物質文化―織物の生産を中心として」(『石母田正著作集』二、岩波書店、一九八八年、初出一九五六年)。
- (32) トコロに関する研究については、所京子「『所』の成立と展開」(『平安朝「所」後院・俗別当』の研究』所収、勉誠出版、二〇〇四年、初出一九六八年)や、吉田孝「トコロ覚書」(『青木和夫先生還暦記念会編』『日本古代の政治と文化』所収、一九八七年)などがある。
- (33) 加茂正典「大嘗祭の女工所について」(『日本古代即位儀礼史の研究』所収、思文閣出版、一九九九年、初出一九八八年)。加茂氏の整理によれば、女工所には悠紀・主基の両所があり、その官人構成は所預として五位二人、六位已下四人が任命され、主典代なども置かれた上に、内侍が加わり、女工所勾当に任ぜられた掌侍二人の下に実際に作業する女官が配されるという。そして、斎国の稲実公・造酒童女・物部女等の装束の染色・裁縫を担当していたとされる。
- (34) 石母田正「日本古代における分業の問題―一つの予備的考察―」(前掲『石母田正著作集』三、初出一九六三年)。衣料生産をめぐる社会的分業と階級分化に関しては、ジョン・W・スコット『増補新版ジェンダーと歴史学』(荻野美穂訳、平凡社、二〇〇四年)が現在においても注目される。
- (35) 木本好信「平安時代の嘗会行事所」(『平安朝官人と記録の研究―日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界―』所収、おうふう、二〇〇〇年、初出一九八五年)。「貞観儀式」巻第二、践祚大嘗祭中には、出納所・斎場所・小忌所・細工所・女工所・楽所・風俗楽所・和舞所・大炊所などの諸組織が見られる。

- (36) 神事あるいは天皇が一年間に使用する沐槽（かみあらいふね）・浴槽（ゆあみふね）の寸法は、『延喜式』卷第三十四木工寮7 神事供御料に規定が見える。
- (37) 土田直鎮前掲「平安時代の政務と儀式」。橋本義彦前掲著。
- (38) 瀧川政次郎「律と大嘗祭」〔律令と大嘗祭 御代始め諸儀式〕所収、国書刊行会、一九八八年、初出一九七九年。律令格式に見られる規定および実際の運用や、実態との乖離までを含めて、「法」の貫徹がどのような形で浸透しているか、社会の側がどのような深度でそれらを受けとめたかについては、当該期の古記録の事例分析が必須であることは言を俟たない。小論では触れることが出来なかった。今後の課題としたい。
- (39) 鷲森浩幸前掲論文。
- (40) この点については拙稿b「天皇の沐浴の基礎的考察―『延喜式』に見える規定を中心に―」で論じた。
- (41) 『延喜式』卷第三十六大殿寮18年中御薪条では、一年間で使用される薪が用途別に定められており、御湯殿料として一八〇荷が計上されている。
- (42) 鷲森浩幸前掲論文。
- (43) 伊集院葉子「女性の『排除』と『包摂』―古代行政システムのなかの女官―」〔日本古代女官の研究〕所収、吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇一三年。
- (44) 吉川真司「平安時代における女房の存在形態」〔律令官僚制の研究〕所収、塙書房、一九九八年、初出一九九五年。
- (45) 橋本義彦前掲著。
- (46) 目崎徳衛「宮廷文化の成立」〔王朝のみやび〕所収、二〇〇七年復刊、初刊一九七八年、初出一九六九年。
- (47) 瀧川政次郎「御代始めの諸儀式の法的意義」〔前掲「律令と大嘗祭―御代始め諸儀式―」所収、初出一九八〇年〕。
- (48) リン・ハント「人権を創造する」一二六頁、松浦義弘訳、岩波書店、二〇一一年。なお、大嘗祭と神祇令の関係を分析した井上光貞氏は、日本古代の即位儀礼が、その「成立のあり方」や「変容の過程」において「大陸」の影響下にあったことや、「古代王権の子孫が今日もなお国家の象徴として存在しているが故にいつそう、種々の角度からの究明が必要である」ことを、日本古代史研究の責務として言及する（『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、一九八四年、のち『井上光貞著作集』五、岩波書店、一九八六年に採録）。つまり、日本の古代王権の呪術的・宗教的な側面の解明は、現代においてこそより重要な研究課題となっていることを明瞭に示している。

(49) 荒木敏夫氏は、歴史学固有な方法論の有効性のひとつとして、天皇権力に基づく具体的在り様を、相互補完と対立の關係と捉え直した上で、「世界の各地域に歴史的に多用に存在する王制・君主制との共通性と差異性の中で、天皇・天皇制（＝日本型王権）を相対化し、その特質を把握する」必要性を日本古代史研究の課題として提示する（前掲『日本古代王権の研究』一四・二八頁）。受け継ぐべき研究視角と考へる。